



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次 (\*については県法規集掲載事項)

- 規則
  - \*4 和歌山県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 (果樹園芸課)
- 告示
  - 158 生活保護法による介護機関の指定 (福祉保健総務課)
  - 159 生活保護法医療扶助レセプト点検等の業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )
  - 160 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)
  - 161 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 ( " )
  - 162 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 ( " )
  - 163 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)
  - 164 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
  - 165 木材業者等の登録 (林業振興課)
  - 166 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 公安委員会告示
  - 12 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査の実施
- 公告
  - 入札公告 (福祉保健総務課)

## 和歌山県規則第4号

和歌山県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県卸売市場条例施行規則(昭和47年和歌山県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「営業」を「事業」に改める。

別記第9号様式中「営業」を「事業」に改める。

別記第18号様式及び別記第19号様式中「登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改める。

### 附則

この規則は、会社法(平成17年法律第86号)の施行の日から施行する。ただし、別記第18号様式及び別記第19号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第158号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

## 規 則

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人助けあいセンターみかん	新宮市千穂3-4-24	NPO法人みかん	新宮市千穂3-4-24	訪問介護	平成18.1.5
古座川町長	東牟婁郡古座川町高池673-2	古座川町国民健康保険七川診療所	東牟婁郡古座川町下露376	訪問看護	平成18.1.1
医療法人彌栄会	那賀郡岩出町中迫139	やよいケアステーション	那賀郡岩出町中迫380	訪問介護	平成18.1.1
有限会社まごころ	田辺市中辺路町栗栖川275-2	デイサービス“まごころ”の家	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2793-9	通所介護	平成18.1.1

有限会社榎本貴美代コーポレーション	田辺市稲成町411-2	スマイリング訪問看護ステーション	田辺市稲成町411-2	訪問看護・居宅介護支援事業	平成18.1.5
有限会社ひだまり	田辺市稲成町3206	あじさい介護センター	田辺市稲成町3206	訪問介護	平成18.1.18
有限会社ホーム・ナース	和歌山市鳴神55-16	ホーム・ナースヘルプサービス紀北	伊都郡かつらぎ町妙寺54-5	訪問介護	平成17.12.17
有限会社みはま介護センター	三重県南牟婁郡御浜町下市木3731-2	みはま居宅介護支援事業所	東牟婁郡串本町西向1480-56	居宅介護支援事業	平成18.1.4

和歌山県告示第159号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、生活保護法医療扶助レセプト点検等の業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 委託業務の内容

平成18年度生活保護法医療扶助レセプト点検等に関する業務

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- エ 印鑑証明書(法人にあっては法務局の、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。)
- オ 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
  - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - (イ) 法人にあっては、本店の所在する都道府県が課する都道府県税全税目
  - (ウ) 個人にあっては、在住する都道府県が課する都道府県税全税目

(エ) 法人にあっては、本店の所在する市町村が課する市町村民税全税目

(オ) 営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する市町村民税全税目

(カ) 個人にあっては、在住する市町村が課する市町村民税全税目

ク 誓約書

ケ 業務実績証明書

コ 和歌山県が示すこの業務に関する仕様書への対応状況を明記した書類

サ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

(2) (1)のア、イ、カ、ク、ケ及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年2月14日(火)から平成18年2月24日(金)までの和歌山県の休日(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年2月24日(金)までの間に和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市茶屋ノ丁2番1

和歌山県自治会館306会議室

(2) 日時

平成18年2月22日(水)午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年2月22日(水)から平成18年3月3日(金)まで

の休日を除く毎日午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2473

(FAX 073-425-6560)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年2月22日(水)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 平成15年度以降において、生活保護法(昭和25年法律第144号)による医療扶助レセプト点検業務を請け負う契約を締結し、連続する12か月以上継続して履行した実績を有し、並びに資力、経営規模、点検の業務に係る従

業員の人数及び医療扶助レセプトの点検能力がこの契約の履行に必要な程度に充実していること。

- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年3月17日(金)までに通知する。

9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成18年3月23日(木)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成18年3月30日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第160号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号に基づき公示する。

平成18年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期年月日
30000100 180110	特定非営利活動法人 よつ葉福祉会	伊都郡高野口町大野941-5	井端智子	ヘルパーステーションひと葉	伊都郡かつらぎ町笠田東26	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護(視覚障害者・全身性障害者)・日常生活支援	平成18.2.1

和歌山県告示第161号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第15条の23第1号に基づき公示する。

平成18年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期年月日
30000200 227118	特定非営利活動法人 よつ葉福祉会	伊都郡高野口町大野941-5	井端智子	ヘルパーステーションひと葉	伊都郡かつらぎ町笠田東26	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護・行動援助	平成18.2.1

和歌山県告示第162号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第21条の23第1号に基づき公示する。

平成18年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定年月日
30000300 168113	特定非営利活動法人 よつ葉福祉会	伊都郡高野口町大野941-5	井端智子	ヘルパーステーションひと葉	伊都郡かつらぎ町笠田東26	居宅介護・身体介護・家事援助・移動介護(視覚障害児・全身障害児・知的障害児)・行動援護	平成 18.2.1

和歌山県告示第163号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成18年2月10日から平成18年4月10日までの間の60日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主

任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成18年2月7日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

番号	商号又は名称	氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登録年月日
1	日高商事	堀口諦	日高郡みなべ町晩稲344番地	和歌山県知事(5)第01005号	平成16年12月9日
2		山田博	和歌山市六十谷438番地	和歌山県知事(3)第01157号	平成15年4月22日
3		鈴木義夫	伊都郡高野口町伏原1025番地の7	和歌山県知事(3)第01199号	平成16年3月12日
4	東信商事	中井修	和歌山市弘西70番地の1	和歌山県知事(3)第01203号	平成16年3月12日
5	フィールド	藤崎昇	和歌山市市小路102番地第2美恵荘6号	和歌山県知事(1)第01373号	平成15年10月9日
6		井田英一	橋本市岸上443番地	和歌山県知事(1)第01375号	平成15年10月16日

和歌山県告示第164号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パワー和歌山インター店

和歌山市小豆島字院田53番地1外

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小

松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成18年2月14日から平成18年3月14日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第165号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成18年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所(又は主たる事務所の所在地)	氏名(又は名称)	業務の態様	営業所又は工場の所在地
1038			平成17年10月25日	和歌山市西浜1660-267	阪中木材商店 阪中英敬	木材	和歌山市西浜1660-267
4030			平成17年10月11日	有田郡清水町楠本478-1	竹上木材 竹上昌宏	木材	有田郡清水町楠本478-1
5016			平成17年8月26日	日高郡日高川町初湯川1963-6	玉置林業 玉置悦生	木材	日高郡日高川町初湯川1963-6

5017		5005	平成18年1月12日	京都市中京区烏丸通 蛸薬師上る七観音町 640	株式会社竹中商店 代表取締役 竹中尚志	木材・チ ップ	御坊市塩屋町北塩屋676-51
7026			平成17年10月3日	新宮市熊野川町赤木 1728-1	大石林業 大石脩一	木材	新宮市熊野川町赤木1728-1
1008			平成17年8月18日	和歌山市布施屋891- 1	紀和木材市場株式 会社 代表取締役 植田光子	木材	和歌山市布施屋891-1

和歌山県告示第166号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の  
規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

指定 番号	指 定 位 置	申 請 者 所 名 住 氏	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2863	那賀郡岩出町 大字中黒字前 島659番1の一 部、660番1の 一部、水路	紀の川市中井 阪209番地の5 タニガワ住宅 株式会社 代表取締役 谷川義治	平成 18.2.6	6.00	45.09
				6.00	32.86
				4.00	9.97

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第12号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)  
附則第5条の規定による審査(以下「審査」という。)を次  
のとおり実施する。

平成18年2月14日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

1 実施する審査の種別及び級

- (1) 交通誘導警備業務2級
- (2) 貴重品運搬警備業務2級

2 審査日時、場所及び定員

種別及び級	審査日時	審 査 場 所	定員
交通誘導警 備業務2級	平成18年4月22日 (土)午前9時から 正午まで	和歌山市園部1276番地 独立行政法人雇用・能力 開発機構和歌山センター	30名
貴重品運搬 警備業務2 級	平成18年4月22日 (土)午後1時30分 から午後4時30分 まで	同 上	同上

3 審査対象者

審査の対象者は、次の(1)又は(2)に該当する者とする。

- (1) 交通誘導警備業務2級

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安

委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則  
第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規  
則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定  
規則」という。)の規定による検定(以下「旧検定」  
という。)の交通誘導警備1級又は2級に合格した者  
(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及  
び実技試験の全部を免除される者を除く。)

(2) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格した者  
(検定規則附則第7条第2項の規定により、学科試験及  
び実技試験の全部を免除される者を除く。)

4 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合  
格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 審査を希望する者の手続

(1) 事前申出期間

審査を希望する者(以下「審査希望者」という。)  
は、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上和  
歌山県警察本部生活安全企画課の審査受付専用電話  
(電話番号:073-423-3344)に電話し、審査希望の申  
出を行うこと。

なお、申出期間中であっても、申出者の人数が定員  
の数に達したときは受付を締め切る。

種別及び級	申出期間
交通誘導警備業務2級	平成18年3月6日(月)から平成18 年3月8日(水)まで(各日とも午 前10時から午後5時までの間)
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 事前申出時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの審査希望者に関する問  
い合わせ事項に即答できる者が行うこと(即答でき  
ない場合は、受け付けない。)
- エ 申出の際は、受付担当者の問いに返答するのみとし、

申出者から質問等はしないこと。よって、この審査に関して不明な点がある場合は、事前に下記9の問い合わせ先へ確認しておくこと。

6 審査申請書等の提出に関する手続

(1) 審査申請書等提出期間

種別及び級	審査申請書等提出期間
交通誘導警備業務2級	平成18年3月15日(水)から平成18年3月17日(金)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間) ※ 審査を受けようとする者自身が提出すること。
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 提出する審査申請書類等

上記5の(1)により、審査申請書等を提出することとなった者(以下「審査申請者」という。)は、(1)の審査申請書等提出期間内に、次の書類等を下記7の警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に審査申請書等を提出しなかった者については、審査申請者に予定していることを無効とする(提出期間内に審査申請書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。)

ア 審査申請書 1部

イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1葉

ウ 旧検定規則第8条の合格証の写し 1部

エ 手数料 金 4,700円

手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。

また、手数料は、納付後は、いかなる場合も返還しない。

オ その他

(ア) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。) 1部

(イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1部

(ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、上記(ア)又は(イ)のいずれかの書面 1部

(エ) 和歌山県公安委員会交付の旧検定規則第8条の合格証の交付を受けている者にあつては、(ア)及び(イ)の書面は不要

7 審査申請書等の提出先

(1) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所を管轄する警察署

(2) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 和歌山県内に住所を有し、かつ、その者が属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

(4) 和歌山県公安委員会交付の旧検定規則第8条の合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内の警察署

8 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

9 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全企画課警備係(電話:073-423-0110(内線 3027))

公 告

入 札 公 告

平成18年度生活保護法医療扶助レセプト点検等業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年2月14日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成18年度レセ点第1号

(2) 委託業務名

生活保護法医療扶助レセプト点検等業務

(3) 業務委託内容

仕様書による。

(4) 委託業務期間

契約締結日から平成19年3月31日まで

(5) 履行場所

和歌山県庁内、各振興局健康福祉部内及び東牟婁振興局健康福祉部申本支所内

(6) 履行期日

和歌山県庁内においては毎月1回、各振興局健康福祉部内及び東牟婁振興局健康福祉部申本支所内においては3か月に1回

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成18年和歌山県告示第159号に規定する生活保護法医療扶助レセプト点検等の業務委託の一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課
- (2) 日時  
平成18年2月14日(火)から平成18年2月24日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く毎日午前10時から午後4時まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び日時等
- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 場所  
3の(1)に同じ。
- イ 日時  
3の(2)に同じ。
- (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年2月24日(金)までの間に和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 5 事業説明会の場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市茶屋ノ丁2番1  
和歌山県自治会館306会議室
- (2) 日時  
平成18年2月22日(水)午後2時から
- 6 一般競争入札執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県民文化会館 408会議室
- イ 入札日時  
平成18年4月3日(月)午後2時から
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。
- (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
- 7 入札方法  
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- 9 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。
- 10 入札の無効  
本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。  
なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。
- 11 入札執行方法の細目
- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づき予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込

みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め2回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県福祉保健部社会福祉局福祉保健総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2473

(FAX 073-425-6560)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成18年2月和歌山県議会において、平成18年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。